

平成28年度 部局長マネジメント方針

福祉部長 ひらた あつゆき
平田 厚之



仕事に対する基本姿勢

福祉部では、誰もが安心して暮らし、すべての人が身近な地域社会の中で疎外されることなく、地域のあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

高齢化が進展している近年の状況下では、高齢者自らの意思で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、身近な地域の中で、保健福祉サービスを適切にかつ、必要に応じて受けられ、地域の支え合いの中でその一員として心豊かに生活できる仕組みづくりを推進してまいります。

また、障害者の自立を支えるためには、すべての住民が支え合い助け合うことが必要です。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人もない人も共に暮らすことのできる社会づくりを進めるため、身近なところに相談窓口を設置し、紛争の防止・解決のしくみをつくることで、障害者差別のない地域の実現を目指します。

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域におけるネットワークの構築と充実した連携を行います。
- 総合的・専門的な相談支援の役割を担う支援拠点の整備を確実に進めることで高齢者や障害のあるすべての方が、この東大阪市において安全で安心して希望を持った生活ができるような地域社会の実現に努めます。

平成27年度の振り返り

平成27年度は、生活保護行政適正化行動計画の最終年度として取り組みの推進と総括を進めた結果、予算ベースでは、平成25年度に約385億円であったものが、平成28年度は、約360億円で留まりました。

障害のある方への幼年期から成年までのライフステージに応じた一貫した支援を行う拠点整備については、総合的、専門的な相談支援の役割を担う基幹相談支援センターの設置を予定しており、施設開設への整備工事を順次進めてまいりました。

また、高齢者を支える地域の体制づくりとして「地域包括ケア推進課」を設置することで、

できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」への取組みの準備を進めてまいりました。

これらを含めた様々な取組みのひとつひとつが、東大阪市における安心と生きがいのもてる地域づくりにつながることを強く意識して取り組みました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

平成28年度当初予算における生活保護費支給経費は約360億円で、前年比で約5億円減少し、平成28年3月現在の生活保護受給率も4.04%で、前年同月比で0.11%下回りました。

これは景気の回復もあるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」といった不正受給や医療・介護扶助の適正化への取組み、また、寄り添った支援の基本である「家庭訪問の実施率100%」など、多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

今年度はこれまでの取組みを引き継ぎ、「本当に必要とされる方に必要とされる範囲で扶助を行う」という制度本来の趣旨を実現し、市及び制度に対する信頼確保と財政負担の軽減に向け、年金受給資格の確認、就労支援、かかりつけ薬局制度の推進を進めるとともに、後発医薬品の使用率を平成30年度に100%（後発医薬品がない、医師が使用を不可としたものを除く）となるよう取り組んでまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により自立相談支援事業や就労準備支援事業等を順次スタートさせ、増加する生活困窮者への早期支援と自立促進を図るための支援の充実を図ってまいりました。

昨年度の取組みをもとに、生活保護に至る前の早期の段階から自立を支援するセーフティネットとして機能させるため、早期の就労支援、多重債務者への弁護士相談、家計相談を行い、また縦割りではない庁内連携と官民協働での地域づくりに精力的に取り組んでまいります。

3 障害児者相談支援体制の整備

平成29年4月の（仮称）新障害児者支援拠点施設のオープンにあわせ、拠点施設内に本市における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター開設の準備を行います。

またリージョン区域毎に地域担当の相談支援事業所を設置し、各地域での相談支援ネットワークの強化を図ります。

基幹相談支援センターは、総合的・専門的なワンストップ窓口であるとともに、地域担当の相談支援事業所との連携ネットワークの強化を図っていくことで、本市全体の相談支援体制の充実が図れる仕組みを構築してまいります。

4 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの 5 つのサービスを一体的に展開する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みをさらに推進します。

第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年～29 年）の中間年である 28 年度は、特に以下の取組みを重点的に進めます。

- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを 19 カ所から 22 カ所に拡充しました。多様化・複雑化する高齢者への相談援助等により一層きめ細かに対応していきます。
- 平成 29 年 4 月から実施する新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の制度整備や事業実施に向けた生活支援コーディネーターの配備などの体制整備を進め、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 認知症の容態に応じた適切な対応方法や受診対応可能な医療機関を掲載したパンフレットの活用などを通じて、認知症高齢者の支援について本人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるような環境を整備していきます。